# 決算行政監視委員会

決算行政監視調查室

## I 所管事項の動向

## 1 決算等及び予備費

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心 主義の下、決算審査を通じて、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を 明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資することとなる。

この決算については、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と定められている(憲法第90条第1項)。決算の提出時期については、法律上、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」とされている(財政法第40条第1項)。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、翌年度11月後半に国会が開会している場合には、11月20日前後に国会に提出されている。

なお、11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算がある<sup>1</sup>。

令和3年度決算については、令和4年7月29日に概要が公表されており、今後、会計検査院の検査を経て、同院が作成する検査報告とともに、内閣から国会に提出されることとなる。また、平成30年度決算、令和元年度決算及び令和2年度決算については、それぞれ国会に提出後、継続案件<sup>2</sup>となっている。

以下では、まず、第210回国会(臨時会)に提出が見込まれる令和3年度決算の概要を説明した後、平成30年度決算等の概要等を順次説明することとする。

## (1) 令和3年度決算の概要(令和4年7月29日公表)

一般会計決算は、収納済歳入額169兆4,031億円、支出済歳出額144兆6,495億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、1兆3,811億円であった。この純剰余金は、歳出において、中小企業事業環境整備費が予算計上額よりも少なかったことなどにより6兆3,028億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを3兆1,578億円上回り、返納金等の税外収入が見込みを8,124億円上回った一方で、公債金を8兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算(13特別会計の単純合計)は、収納済歳入合計額455兆5,544億円、支出済 歳出合計額441兆814億円であって、計14兆4,730億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、

<sup>1</sup> 平成 16 年度決算は第 164 回国会(常会)の召集日(平成 18 年 1 月 20 日)に、平成 26 年度決算は第 190 回国会(常会)の召集日(平成 28 年 1 月 4 日)に、令和 2 年度決算は第 207 回国会(臨時会)の召集日(令和3年 12 月 6 日)に、それぞれ提出された。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

4兆7,417億円を積立金に積み立てるなどし、1兆4,264億円を令和4年度一般会計へ繰り入れ、8兆3,048億円を各特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした<sup>3</sup>。

# **令和3年度一般会計決算概要(剰余金)** (補正後予算額比)

「歳」	አ ]	「造	& 出]		(単位:億円)
L /// /	/ <b>\</b>	L //1>	ν μ.,	合 計(a+b)	22,731 (A)
税収	31,578	不用	63,028	地方交付税交付金 等財源増	8,919 (B)
(主な内訳)					
所得税 法人税	13,551 7,558	中小企 業事業 環境整	14,060	財政法第6条の 純剰余金	13,811 (А-В)
消費税	7,806	備費		()) () High Ni the - fr - / h-ri	
税外収入	8,124	サービ ス産業 強化費	9,007	(注1) 財政法第6条の純剰 の1を下らない金額は、2 財源に充てなければなり	公債又は借入金の償還
(主な内訳) 返納金	4,386	政策金融費	6,480	(注2) 計数は、それぞれ切 合計とは合致しないもの	
日本銀行納付金	2,800	その他	33,479		
公債金	▲ 80,000				
計	40,296 (a)	計	63,028 (b)		
(出所) 財務省資料	料を基に作成				

### (2) 平成30年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額105兆6,974億円、支出済歳出額98兆9,746億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、1兆3,283億円であった。この純剰余金は、歳出において、予備費の使用決定額や国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより1兆6,037億円が不用となったことのほか、歳入において、所得税、法人税等の税収が見込みを上回ったことなどの一方で、公債金を1兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算(13特別会計の単純合計)は、収納済歳入合計額381兆1,771億円、支出済歳出合計額368兆9,360億円であって、計12兆2,411億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,614億円を積立金に積み立てるなどし、1兆7,916億円を令和元年度一般会計へ繰り入れ、7兆1,880億円を各特別会計の令和元年度歳入に繰り入れることとした<sup>4</sup>。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆786億円であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆764億円であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和元年度歳入に繰り入れることとした。

国税収納金整理資金は、収納済額78兆2,204億円、歳入組入額61兆4,461億円である。 政府関係機関決算(4機関の単純合計)は、収入決算総額1兆2,307億円、支出決算総額1兆635億円である。

平成30年度中の国有財産の総増加額は5兆3,179億円、総減少額は3兆5,482億円であり、 年度末における国有財産の現在額は108兆5,939億円である。

平成30年度末における国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆1,473億円である。

平成30年度決算等は、令和元年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月8日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月19日の閣議決定を経て、同日第200回国会(臨時会)へ検査報告とともに提出され、第204回国会(常会)において概要説明を聴取し、第208回国会(常会)において令和元年度決算等と同時に総括質疑が行われ、第210回国会(臨時会)まで継続されている。

## (3) 令和元年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額 109 兆 1,623 億円、支出済歳出額 101 兆 3,664 億円であった。また、財政法第 6 条の純剰余金は、6,852 億円であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより 1 兆 7,838 億円が不用となったことのほか、歳入において、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを 1 兆 1,450 億円上回った一方で、税収が見込みを 1 兆 7,384 億円下回ったことや公債金を 5,000 億円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算(13特別会計の単純合計)は、収納済歳入合計額386兆5,519億円、支出済歳出合計額374兆1,696億円であって、計12兆3,823億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、2兆9,790億円を積立金に積み立てるなどし、2兆5,927億円を令和2年度一般会計へ繰り入れ、6兆8,105億円を各特別会計の令和2年度歳入に繰り入れることとした5。

国税収納金整理資金は、収納済額77兆4,666億円、歳入組入額59兆4,841億円である。

政府関係機関決算(4機関の単純合計)は、収入決算総額1兆2,645億円、支出決算総額1兆644億円である。

令和元年度中の国有財産の総増加額は5兆5,046億円、総減少額は4兆2,273億円であり、 年度末における国有財産の現在額は109兆8,712億円である。

令和元年度末における国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆1,937億円である。

令和元年度決算等は、令和2年9月4日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。 会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月10日に内閣へ回付した。 その後決算等は、同月20日の閣議決定を経て、同日第203回国会(臨時会)へ検査報告とと もに提出され、第204回国会(常会)において概要説明を聴取し、第208回国会(常会)に

<sup>5</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆918億円であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和2年度歳入に繰り入れることとした。

おいて平成30年度決算等と同時に総括質疑が行われ、第210回国会(臨時会)まで継続されている。

## (4) 令和2年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額184兆5,788億円、支出済歳出額147兆5,973億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、4兆5,363億円であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより3兆8,880億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを5兆6,966億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを6,164億円上回った一方で、公債金を4兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算(13特別会計の単純合計)は、収納済歳入合計額417兆5,611億円、支出済歳出合計額404兆5,188億円であって、計13兆423億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,930億円を積立金に積み立てるなどし、1兆9,233億円を令和3年度一般会計へ繰り入れ、7兆8,258億円を各特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした6。

国税収納金整理資金は、収納済額82兆2,569億円、歳入組入額62兆7,496億円である。 政府関係機関決算(4機関の単純合計)は、収入決算総額1兆958億円、支出決算総額 8,040億円である。

令和2年度中の国有財産の総増加額は11兆4,045億円、総減少額は4兆160億円であり、 年度末における国有財産の現在額は117兆2,598億円である。

令和2年度末における国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆2,142億円である。

令和2年度決算等は、令和3年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月5日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年12月6日の閣議決定を経て、同日第207回国会(臨時会)へ検査報告とともに提出され、同月20日の本委員会への付託後、第210回国会(臨時会)まで継続されている。

## (5) 令和3年度予備費使用等の概要及び審議状況

一般会計予備費の予算額は 5,000 億円であって、その使用総額は 4,480 億円であり、差 引使用残額は 519 億円である。

また、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5兆円であって、その使用総額は4兆6,185億円であり、差引使用残額は3,814億円である。

特別会計予備費の予算総額は8,352億円であって、その使用総額は323億円であり、差引使用残額は8,029億円である。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆521億円であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした。

特別会計予算総則第19条第1項(歳入歳出予算の弾力条項)の規定による経費増額総額は1,026億円である。

予備費使用等については、第208回国会(常会)の令和4年3月18日に「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)」等<sup>7</sup>が、同年5月20日に「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)」等<sup>8</sup>がそれぞれ提出され<sup>9</sup>、同年6月14日の本委員会への付託後、第210回国会(臨時会)まで継続されている。

## 2 会計検査院による報告

## (1) 国会及び内閣に対する報告(随時報告)

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。第208回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである(令和4年9月26日現在)。

報 告 件 名	報告年月日
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等によ る政府出資法人の財務等への影響について	令和4. 3.30

## (2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。第208回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである(令和4年9月26日現在)。

報告事項名	要請年月日 要請元	報告年月日
農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に 基づく施策に関する会計検査の結果について	令和2. 6.15 参議院(決算委員会)	令和4. 9.14

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> その他、「令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)」、「令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)」及び「令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)」。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> その他、「令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)」、「令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)」及び「令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)」。

<sup>9</sup> 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

## 3 政策評価及び行政評価・監視

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

## (1) 政策評価

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、次のような複数行政機関にまたがる政策の評価(統一性・総合性確保評価)及び各行政機関の評価のチェック(客観性担保評価)を実施している。

## ア 統一性・総合性確保評価

第208回国会の開会以降に総務省が行った統一性・総合性確保評価に基づく勧告等の状況 は次のとおりである(令和4年9月26日現在)。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省
外来種対策の推進に関する政策評価<評価結 果に基づく意見の通知>	令和4. 2.15	環境省

(出所)総務省資料を基に作成

#### イ 客観性担保評価

客観性担保評価の取組結果として、「令和2年度 規制に係る政策評価の点検結果」が令和4年3月31日に公表されている。

## (2) 行政評価 · 監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果により、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

第208回国会の開会以降に総務省が行った行政評価・監視に基づく勧告等の状況は次のと おりである(令和4年9月26日現在)。

名 称	勧告等年月日	勧告等の相手先府省
子育て支援に関する行政評価・監視 - 産前・産後の支援を中心として - < 結果に基づく勧告 >	令和4. 1.21	厚生労働省
地域公共交通の確保等に関する実態調査<結 果に基づく通知>	令和4. 1.25	国土交通省
渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視 -外国人の婚姻届を中心として-<結果に基づく勧告>	令和4. 1.28	法務省

災害廃棄物対策に関する行政評価・監視<結 果に基づく勧告>	令和4. 2.25	環境省
自衛隊の災害派遣に関する実態調査-自然災害 への対応を中心として-<結果に基づく通知>	令和4. 3. 4	内閣府、防衛省
自衛隊の災害派遣に関する実態調査-家畜伝染 病への対応に関して-<結果に基づく勧告>	令和4. 4.22	農林水産省
生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>	令和4. 4.26	厚生労働省
伝統工芸の地域資源としての活用に関する実 態調査<結果に基づく意見の通知>	令和4. 6.10	経済産業省、 文部科学省(文化庁)
火山防災対策に関する行政評価・監視<結果 に基づく勧告>	令和4. 9. 9	内閣府

(出所)総務省資料を基に作成

## Ⅱ 第210回国会提出予定案件等の概要

- 1 令和3年度一般会計歳入歳出決算、令和3年度特別会計歳入歳出決算、令和3年度国税収納金整理資金受払計算書、令和3年度政府関係機関決算書
- 2 令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 3 令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書

なお、令和3年度決算の概要については I 1(1)を参照されたい。

#### (参考) 継続案件

- 平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成30年度特別会計歳入歳出決算、平成30年度国税収納金整理資金受払計算書、平成30年度政府関係機関決算書
- 〇 平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 〇 平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 〇 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書
- 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 〇 令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度特別会計歳入歳出決算、令和2年度国税収納金整理資金受払計算書、令和2年度政府関係機関決算書
- 令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 〇 令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所 管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)
- 〇 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)

- 〇 令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)
- 〇 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁 所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)
- 〇 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所 管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)
- 〇 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)
- 〇 令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)
- 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁 所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第208回国会、内閣提出)

なお、概要については $I_1(2)$ ~(5)を参照されたい。

内容についての問合せ先

決算行政監視調査室 原田首席調査員 (内線68680)